



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 18/2012年4月号

発行日：2012年4月20日

4月に入り、桜がきれいに咲いております。各学校では入学式が行われ、希望を胸に明るい笑顔で道を歩いている学生が目にとまります。新年度がスタートしたと実感する月ですね。

I. 最新情報（2012年3月1日～2012年3月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年3月 22日	意見	「IASBの改訂公開 草案「顧客との契約 から生じる収益」に 関する意見の募集」 に対する意見につ いて	平成23年12月22日に企業会計基準委員会から「IASBの改訂 公開草案「顧客との契約から生じる収益」に関する意見の募集」が 公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この意見募集に対す る意見を取りまとめ、平成24年3月1日付けで企業会計基準委員 会に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2012年3月 27日	公開 草案	「会計制度委員会 研究報告「比較情報 の取扱いに関する 研究報告」（公開草 案）」の公表につい て	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、企業会計基準第24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計 基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計 基準の適用指針」が公表され、また、「連結財務諸表の用語、様式 及び作成方法に関する規則」等において、比較情報の作成が規定さ れたことに対応するため、主に比較情報の開示に関して検討を行っ てまいりました。 このたび一応の検討を終えたため、会計制度委員会研究報告「比較 情報の取扱いに関する研究報告」（公開草案）として公表し、広く 意見を求めることといたしました。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012 年3月 22日	意見	IASB 改訂公開草案 「顧客との契約か ら生じる収益」に対 する意見について	平成 23 年 11 月 14 日に国際会計基準審議会（IASB）から、改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 24 年 3 月 13 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012 年3月 22日	公開 草案	「非営利法人委員 会実務指針「労働 組合監査における 監査上の取扱い」 （公開草案）」の公 表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、労働組合の監査上の取扱いについて検討してまいりました。 このたび一応の検討を終えたため、非営利法人委員会実務指針「労働組合監査における監査上の取扱い」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。 本公開草案は、現行の非営利法人委員会報告第 27 号「労働組合監査における監査上の取扱い」を廃して、新たに労働組合の監査報告書の文例等について規定しようとするものです。非営利法人委員会報告第 27 号からの主な変更点は、次のとおりです。 ・ 平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応した監査報告書の見直しを行った。 ・ 労働組合法第 5 条第 2 項第 7 号の趣旨に鑑み、現状、労働組合で作成される計算書類は、特定の利用者（組合員）の財務情報に対するニーズ（会計報告）を満たすことを目的とした枠組みにより作成されるものであると整理した。 ・ 広く採用されている労働組会计基準には追加開示の規定があるが、必ずしも個々の組合の状況に応じた追加的な開示が行われておらず、適正表示を達成しているかどうかの判断が困難であることから、「準拠性の枠組み」として整理した。	—
2012 年3月 22日	公開 草案	「非営利法人委 員会報告第 33 号 「社会医療法人債	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、社会医療法人債を発行した社会医療法人の監査上の取扱いについて所要の見直しを行ってまいりました。	—

		を発行した社会医療法人に対する監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)」の公表について	<p>このたび見直しを終えたため、「非営利法人委員会報告第 33 号「社会医療法人債を発行した社会医療法人に対する監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>主な変更点は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、社会医療法人債を発行した社会医療法人に係る監査報告書の文例の見直しを行った。 医療法に基づく監査報告書の文例について、準拠する基準がより明確となるように見直しを行った。 <p>なお、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」(平成 22 年 8 月 11 日付け公表。次の URL を参照。)により、名称を非営利法人委員会報告から非営利法人委員会実務指針へと変更しております。</p> <p>(http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html)</p>	
2012 年 3 月 22 日	公開草案	「非営利法人委員会報告第 34 号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)」の公表について	<p>日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の監査上の取扱いについて所要の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび見直しを終えたため、「非営利法人委員会報告第 34 号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>主な変更点は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人に係る監査報告書の文例の見直しを行った。 公益社団・財団法人の監査報告書上、「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正、内閣府公益認定等委員会)では財産目録が財務諸表の範囲には含まれていないことを勘案し、財務諸表監査とは区分した財産目録に対する意見区分を設け、「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成」されているかについて意見を表明することとした。 監査基準委員会報告書に記載がある共通的な事項の説明は削除し、除外事項付意見、追記情報については文例のみ示すこととした。 <p>なお、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体</p>	—

			系及び名称について」(平成 22 年 8 月 11 日付け公表。次の URL を参照。)により、名称を非営利法人委員会報告から非営利法人委員会実務指針へと変更しております。 (http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html)	
2012 年 3 月 22 日	公開 草案	「非営利法人委員会報告第 35 号 「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、特例民法法人の監査上の取扱いについて所要の見直しを行ってまいりました。 このたび見直しを終えたため、「非営利法人委員会報告第 35 号「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。 主な変更点は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、特例民法法人に係る監査報告書の文例の見直しを行った。 「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正、内閣府公益認定等委員会。以下「平成 20 年基準」という。)を適用した特例民法法人の監査報告書上、平成 20 年基準では財産目録が財務諸表の範囲には含まれていないことを勘案し、財務諸表監査とは区分した財産目録に対する意見区分を設け、「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成」されているかについて意見を表明することとした。 「公益法人会計基準の改正等について」(平成 16 年 10 月 14 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成 16 年改正基準」という。)を適用している場合には、収支計算書が監査対象に含まれる。収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」(平成 17 年 3 月 23 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。)に基づいて作成されるものであることから、監査報告書上、財務諸表監査とは区分した収支計算書に対する意見区分を設け、内部管理事項に従って作成されているかについて意見を表明することとした。 監査基準委員会報告書に記載がある共通的な事項の説明は削除し、除外事項付意見、追記情報については文例のみ示すこととした。 なお、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」(平成 22 年 8 月 11 日付け公表。次の URL を参照。)により、名称を非営利法人委員会報告から非営利法人委	—

			<p>委員会実務指針へと変更しております。</p> <p>(http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html)</p>	
2012年3月22日	公開草案	<p>「非営利法人委員会報告第36号「消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例について」の改正について」(公開草案)」の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、消費生活協同組合の監査上の取扱いについて所要の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび見直しを終えたため、「非営利法人委員会報告第36号「消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例について」の改正について」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>主な変更点は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、消費生活協同組合に係る監査報告書の文例の見直しを行った。 監査対象のうち剰余金処分案(損失処理案)については将来情報であることから、財務諸表の定義(監査基準委員会報告書200)に当てはまらない。そのため、監査報告書上、剰余金処分案に対する意見区分を設け、財務諸表監査とは区分することとした。 <p>なお、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」(平成22年8月11日付け公表。次のURLを参照。)により、名称を非営利法人委員会報告から非営利法人委員会実務指針へと変更しております。</p> <p>(http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html)</p>	—
2012年3月23日	公開草案	<p>「公会計委員会実務指針「独立行政法人監査における監査報告書の文例」」(公開草案)の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会(公会計委員会)では、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(独立行政法人監査基準)が平成24年3月中に改訂される見込みとなったことから、公会計委員会実務指針「独立行政法人監査における監査報告書の文例」の新設に向けて検討を行って参りました。</p> <p>この度、一応の結論が得られましたので、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたします。</p> <p>本公開草案は、現行の公会計委員会報告第1号「独立行政法人監査の監査報告書作成に関する実務指針」を廃して、新たに独立行政法人の監査報告書の文例等について規定しようとするものです。公会計委員会報告第1号からの主な変更点は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査報告書において「財務諸表に対する監査意見」、「独立行政法人通則法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及 	—

			<p>び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して意見等を表明することとし、財務諸表に対する監査意見と独立行政法人通則法が要求する意見等を記載上明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の長と会計監査人の責任を区分して明記 ・監査報告書における財務報告の枠組みの記述を「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準」に変更 	
2012年3月23日	公開草案	<p>「公会計委員会報告第2号「独立行政法人監査における法規準拠性」、同報告第3号「独立行政法人監査における経済性・効率性等」、同報告第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」及び同報告第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」の一部改訂」（公開草案）の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）では、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（独立行政法人監査基準）が平成24年3月中に改訂される見込みとなったことを受けて、独立行政法人の監査に関する以下の公会計委員会報告の見直しについて検討を行って参りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公会計委員会報告第2号「独立行政法人監査における法規準拠性」 ・公会計委員会報告第3号「独立行政法人監査における経済性・効率性等」 ・公会計委員会報告第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」 ・公会計委員会報告第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」 <p>この度、一応の結論が得られましたので、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたします。</p> <p>なお、本公開草案におきまして、上記の各公会計委員会報告は、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」（平成22年8月11日付け公表。下記URLを参照）における「実務指針」に該当するため、「公会計委員会報告」から「公会計委員会実務指針」に、その類型の名称を変更しております。本文書の性質については、従前と変更ございません。</p> <p>(http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html)</p>	—
2012年3月23日	公開草案	<p>「公会計委員会報告第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」の一部改訂について」（公開草案）の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）では、文部科学省の国立大学法人会計基準等検討会議において、「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（国立大学法人監査基準）について、平成24年3月中に改訂が予定される「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（独立行政法人監査基準）と同様の内容の改訂を行うことについて了承されたことから、国立大学法人監査基準の改訂に合わせて「公会計委員会報告第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」の見直しについて検討を行って参り</p>	—

			<p>ました。</p> <p>この度、一応の結論が得られましたので、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたします。</p> <p>本公開草案では、主に、監査報告書の文例について、改訂後の国立大学法人監査基準に合せて、以下の変更を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「財務諸表に対する監査意見」、「国立大学法人法が準用する独立行政法人通則法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して意見等を表明することとし、財務諸表に対する監査意見と国立大学法人法が準用する独立行政法人通則法が要求する意見等を記載上明確化 ・監査報告書の記載区分において、国立大学法人の長と会計監査人の責任を区分して明記 ・財務報告の枠組みの記述を「一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準」に変更 <p>なお、本公開草案におきまして、本公会計委員会報告は、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」（平成22年8月11日付け公表。下記URLを参照）における「実務指針」に該当するため、「公会計委員会報告」から「公会計委員会実務指針」に、その類型の名称を変更しております。本文書の性質については、従前と変更ございません。</p> <p>(http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html)</p>	
2012年3月23日	公開草案	「公会計委員会実務指針「地方独立行政法人監査に関する実務上の留意点」」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）では、総務省の地方独立行政法人会計基準等研究会において、「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（地方独立行政法人監査基準）について、平成24年3月中に改訂が予定される「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（独立行政法人監査基準）と同様の内容の改訂を行うことについて了承されたことから、地方独立行政法人監査基準の改訂に合わせて、公会計委員会実務指針「地方独立行政法人監査に関する実務上の留意点」の新設に向けまして検討を行って参りました。</p> <p>この度、一応の結論が得られましたので、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたします。</p>	—
2012年3月30日	実務指針	「非営利法人委員会報告第26号「社会福祉法人の外部」	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、平成24年3月22日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会報告第26号「社会福祉法人の外部監査の取扱いについて」の改正につい</p>	平成24年3月31日以後終了する事業

		<p>監査の取扱いについて」の改正について」の公表について</p>	<p>て」を同日付けで公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>今回の改正は、平成 22 年 3 月 26 日に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応し所要の見直しを行ったものであり、平成 23 年 7 月 27 日に公表された新たな社会福祉法人会計基準には対応しておりません。本会計基準が適用された場合の監査上の取扱いにつきましては引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」(平成 22 年 8 月 11 日付け公表。次の URL を参照)により、態様の区分名称を委員会報告から実務指針へと変更しております。</p> <p>(http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html)</p>	<p>年度から適用</p>
--	--	-----------------------------------	---	---------------

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載 日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年3月23日	委員会 報告	学校法人委員会報告第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」、同第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成24年3月22日の常務理事会の承認を受けて、以下の委員会報告の改正を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>(1) 学校法人委員会報告第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」</p> <p>(2) 同第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」</p> <p>本改正は、平成22年3月26日に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」に対応するための見直しを行ったものです。主な改正内容は次のとおりです。</p> <p><主な改正内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査報告書は、「監査の対象」、「計算書類に対する理事者の責任」、「監査人の責任」、「監査意見」の区分に分け、「監査の対象」以外はそれぞれ見出しを付して明瞭に記載し、意見を表明しない場合にはその旨を監査報告書に記載しなければならないとした。（(1)、(2)） ・ 除外事項付意見の類型を整理するに当たり計算書類全体に対して広範な影響を及ぼすか否かの判断が必要であることを明記した。（(1)、(2)） ・ 追記情報を強調事項区分とその他の事項区分に整理した。（(1)、(2)） ・ 「参考事項」について、計算書類に対して意見を表明する監査人の責任に加えて記載する「その他の報告責任」として整理した。（(1)） ・ 貸借対照表において「本年度末」と併記することが求められる「前年度末」について、比較情報ではあるが、学校法人会計基準には過年度に遡及適用する定めがないことを明記した。（(1)） ・ 事後判明事実の記載を追加した。（(1)、(2)） ・ 会計制度の整備及び運用の状況が監査事項に指定されている場合の文例を整理した。（(1)） <p>本改正の取りまとめに当たっては、平成24年1月13日から2月2日までの間、草案を公開し、広く意見を募集いたしました。</p>	(1)は平成24年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から適用。 (2)は財産目録の作成日が平成24年3月31日以後の財産目録監査から適用。

			<p>なお、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」（平成 22 年 8 月 11 日付け公表。次の URL を参照）により、態様の区分の名称を委員会報告から実務指針へと変更しております。</p> <p>（http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html）</p>	
--	--	--	--	--

Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

<今期の有価証券報告書の留意事項>

金融庁から、3月30日「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について」が出されております。

これには、以下のような事項が記載されています。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項

(1)「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

今回の改正により、有価証券報告書には当期及び前期の連結財務諸表及び財務諸表（連結財務諸表等という）の記載をすることとされていましたが、比較情報（平成23年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度（以下当連結会計年度等という）の記載事項に係る連結財務諸表等に記載された事項に対応する前連結会計年度等に係る事項をいう）を併せて記載することになりました。この改正に伴い、下記注記事項に留意が必要です。

- ① 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記
- ② 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記
- ③ 未適用の会計基準等に関する注記

→「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会実務指針第81号）は注記対象となります。また海外連結子会社等でIFRSを適用している会社等であってかつ重要性がある未適用のIFRSがあれば、この注記対象になる可能性があります。なお平成23年度税制改正などの税制改正は、この注記対象とはなりません。

- ④ 表示方法の変更に関する注記
- ⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記

(2)「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」等の公布に伴う税効果会計への影響

復興特別法人税の影響により、将来のスケジュールリング期間内に適用される税率が異なる場合があるので留意が必要です。

(3) 最近の課徴金事案、自主訂正事案を踏まえた留意事項

①無形固定資産の減損について

→ソフトウェアやのれん等の無形固定資産についての減損不足が指摘されています。

②貸倒引当金等の引当金の適切な計上について

→不適切な会計処理の例として、大株主に対して債務保証を行ったが、損失の発生可能性が高まっているにも係らず債務保証損失引当金を計上しなかった例や、経営状態が悪化した取引先に対する売掛金について、一時的に回収を偽装することで貸倒引当金の計上を回避した例などがあります。

③連結子会社等における会計処理について

子会社において利益目標の達成のために売上高の過大計上を行った例や、発行会社に報告すべき費用処理を過少

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

に見積もった例などがあります。

2. 重点テーマ審査について

本年度における金融庁の重点テーマは、①無形固定資産（のれんの計上額を含む）の評価、②投資有価証券（ファンドに対する投資を含む）の評価、③関連当事者取引（役員に対する貸付を含む）の3点になっております。

2. ペーパーフェイスブック

今回も引き続き「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承承願います。

（注）このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

テーマ：学校法人の会計及び監査

【疑問】

「大学監査の場合監査リスクが低いので業務上の問題が少ないですよ」こんな話を聞くことあるが本当かな？

【つぶやき】

正月恒例のイベントとなった東京箱根間大学駅伝を TV 観戦しますとなかなか興味深い印象をもちます。私立大学の「大競争時代」とでも表現できるでしょうか。

企業ばかりが熾烈な競争にさらされているわけでもなさそうです。優勝の行方もさることながらシード権争いの真剣な眼差しに視線を逸らすことも有るくらいです。画面裏には高みの見物とばかりに参戦しない大学あるいは本選出場を果たせなかった大学が見えてきます。

私学は国の重要な教育の一環を担っているもので、設置できる基準をクリアすると教育環境の変化に関連することなく開設可能でその数は増加の一途を辿ってきました。その結果少子高齢化の波を受け大学においては地方を中心に現在 4 割程度の大学に定員割れがみられるのが現状です。産業界では経産省の指導の下事業再編を奨め国際競争力を高める政策を推進してきています。文部科学省においても同様な市場とのインバランスを解消すべく補助金配分基準変更などにより大学再編を促すことが明らかな状況となりました。

本題に返れば、確かに企業と比べれば営業活動における棚卸資産、国際取引や債権債務の信用問題のなさ、資産運用を除けば平易な投資活動、加えて高度な技術を要する財務活動もないため、予算収支を中心とする計算書類の虚偽表示を保証するための外部監査への脅威は同規模の企業と比較して低いとも言えます。しかし、大学に「運営」から「経営」への転換が叫ばれるような環境の下、継続事業の前提についての懸念が表面化し監査人に難しい判断が求められることも予想されます。

また見方を変えれば大学から受ける監査報酬が間接的には国からの経常費補助金及び税負担の低さに支えられているわけで、税が投入されているとの理解ができ、国立大学法人同様、国民への説明責任がより明確に求められるかもし本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

れません。

ところで、独立行政法人には保有する情報の公開に関する法律があり、監査報告書もその対象と考えられ、何人も請求が可能です。記憶の新しいところではパブリックセクターの外部包括監査の結果をオンブズマンが評価する環境もあるわけで情報公開を通じて私立大学の監査結果が国民の目にさらされるなどあり得ます。さらに、公認会計士による大学監査が財務諸表の適正性中心の監査から活動の効率性評価を含む包括監査に移行した場合には極めて重責と考えたと安閑としてはおれません。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上